

議案第 27 号

甲府市職員特別給与条例の一部を改正する条例制定について
甲府市職員特別給与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 28 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市職員特別給与条例の一部を改正する条例
甲府市職員特別給与条例（大正 3 年 1 月告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条第 1 項ただし書を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に担保に供されている給付を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

提案理由

株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正に伴う規定の整備を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。